給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号

香川県丸亀市通町97番地

再生債務者　兵頭　泰広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月18日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（再ロ）第２１号

さいたま市北区本郷町1027番地１本郷の杜ブラン307

再生債務者　深山　正康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２８年（再ロ）第１号

神奈川県小田原市本町３丁目12番24―203号

ヴェルディーク小田原城址公園

再生債務者　山川　尚行

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成29年２月13日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成30年４月18日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 30 年３月 30 日

農林水産省共済組合代表者

農林水産大臣　齋藤　　健

第29条第１項の表中「$\frac{39.40}{1,000}$」を「$\frac{37.40}{1,000}$」に、「$\frac{5.51}{1,000}$」を「$\frac{7.31}{1,000}$」に、「$\frac{37.46}{1,000}$」を「$\frac{35.64}{1,000}$」に、「$\frac{41.34}{1,000}$」を「$\frac{39.16}{1,000}$」に、「$\frac{78.80}{1,000}$」を「$\frac{74.80}{1,000}$」に、「$\frac{11.02}{1,000}$」を「$\frac{14.62}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{39.40}{1,000}$」を「$\frac{37.40}{1,000}$」に、「$\frac{5.51}{1,000}$」を「$\frac{7.31}{1,000}$」に、「$\frac{41.34}{1,000}$」を「$\frac{39.16}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（13林共第36号）の一部を次のように変更する。

平成 30 年３月 30 日

林野庁共済組合代表者

林野庁長官　沖　　修司

第20条第１項の表中「$\frac{38.12}{1,000}$」を「$\frac{33.39}{1,000}$」に、「$\frac{5.76}{1,000}$」を「$\frac{7.73}{1,000}$」に、「$\frac{76.24}{1,000}$」を「$\frac{66.78}{1,000}$」に、「$\frac{11.52}{1,000}$」を「$\frac{15.46}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{38.12}{1,000}$」を「$\frac{33.39}{1,000}$」に、「$\frac{5.76}{1,000}$」を「$\frac{7.73}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成30年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年４月 27 日

栃木県宇都宮市平出工業団地44番28　宇都宮市管工事会館３階

北関東管工事業厚生年金基金

代表清算人　和田　　均

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　和田　　均

2．住所　栃木県宇都宮市平出工業団地44番28　宇都宮市管工事会館３階

平成 30 年４月 27 日

北関東管工事業厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年４月 27 日

千葉県千葉市美浜区新港156番地

千葉県自動車販売整備厚生年金基金

代表清算人　八角　康夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　八角　康夫

2．住所　千葉県千葉市美浜区新港156番地

平成 30 年４月 27 日

千葉県自動車販売整備厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、Ｚは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をおこないます。また、甲はＺの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十八日

掲載頁　八十八頁（号外第二七四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第二七四号）

平成三十年四月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

（甲）株式会社シーエー・モバイル

代表取締役　石井　洋之

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

（乙）株式会社ＣＡＭファース

代表取締役　石井　洋之